

# 【赤野桜浜地区集会所】 避難所運営マニュアル

## この避難所運営の対象者は？

- 赤野桜浜地区にお住まいの方で、避難生活において、お手伝い等が出来る人が対象となります。
- 介護等配慮が必要な方は、**赤野小学校**又は**赤野保育所**へ避難します。
- 避難所の定員は16名です。定員を超えた場合は、**赤野小学校**又は**赤野保育所**に案内します。

## 1 避難所開設の準備

集まった人の中でリーダーを決めます。(地区の中から選出します)

以降の作業はリーダーの指示により、避難者で手分けをして行います。



### ① 鍵の入手

- 感震キーボックス(設置予定)より鍵を取り出します。

### ② 避難所の安全確認 ※詳細:裏面【避難所の安全確認】

- 建物外観の破損や建物周辺に避難所に危険及ぶ事象がないか
- 建物内部に避難所を利用するにあたり支障となる破損がないか
- 避難所として使えないと判断した場合、安芸市役所に避難所開設不可の連絡を行い他の避難所に移動します。

### ③ トイレの確保 ※詳細:裏面【トイレの確保】

- トイレの水洗利用を禁止し、便袋等を準備する
- ※当初は配管に破損がある可能性があるため、水洗利用を禁止する。

### ④ 避難スペースの区割り

- 右図の配置を基に居住スペースに毛布を並べる

### ⑤ 受付の設置

- 玄関に机を設置し、避難者名簿、避難者カード、筆記用具を準備する

### ⑥ 避難所開設の報告

- 安芸市災害対策本部に避難所を開設した旨を携帯電話で連絡する
- 集まっている、おおよその避難者数・負傷者等の情報を報告する

※電話が使用できなければ避難者の受け入れに移る

※避難者の中に負傷者がいる場合は出来る範囲で応急手当を行い、必要に応じて医療救護所への搬送を要請する。

## 2 避難者受け入れ

### ① 避難者の選定

- 避難者が避難所定員より多い場合は、避難者の選定を行います(定員16名)
- ※他の避難所へ移動が困難な時は定員に関係なく避難者の受け入れを検討する

### ② 避難者受付

- 「避難者名簿」に必要事項を記入してもらい、「避難者カード」を渡す
  - 避難スペースに誘導し、「避難者カード」の記入をお願いする
- ※食糧・物資等の配給のため、在宅避難者の名簿も作成する

### ③ 避難所の状況報告

- 避難者の受け入れが終了したら、「避難所の状況連絡票」を作成し安芸市災害対策本部に報告する
- ※電話が使えない場合は赤野小学校の避難所運営本部に行き情報の伝達を依頼する

## 避難所に関する連絡先

安芸市災害対策本部

TEL:0887-37-9101

FAX:0887-37-9104

## 3 避難所の運営

・避難者全員で協力しながら、避難所の運営を行いましょう。

### 総務担当(リーダーを含む)

・避難者名簿の管理、更新 ・安芸市役所との連絡 ・情報収集、伝達

### 食料・物資担当

・物資の管理、要請、調達 ・炊き出し ・物資、食料の配給

### 衛生担当

・施設の清掃 ・環境の維持 ・傷病者の対応

※運営担当は定期的(1週間)に交代しましょう

## 避難所配置計画

### 桜浜集会所 間取り

1. 受付:玄関

2. 居住スペース:和室、ホール等

3. 炊き出し場所:調理室

※トイレ:使用禁止(裏面参照)

避難所の安全確認

注意

- ご自身の安全を最優先に行ってください。
- 作業時には、ヘルメットを着用してください。
- 避難所の安全確認を終えるまで、建物内部に避難者を立ち入らせないでください。

避難所安全確認チェック表

余震などによる二次災害を防ぐため、開設前に施設の応急的な安全確認を行います  
※施設に危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。  
※確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。  
※施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らせず、駐車場などで待機させましょう。

① 建物の外観や周辺環境に関する確認

|   |                           |    |    |
|---|---------------------------|----|----|
| 1 | 隣接する建物が傾き、避難所に倒れ込む危険があるか  | ある | ない |
| 2 | 周辺で地滑り、崖崩れ、液状化、地盤沈下があったか  | ある | ない |
| 3 | 建物の基礎が壊れていないか             | ある | ない |
| 4 | 建物自体の傾きがみられないか            | ある | ない |
| 5 | 外壁が落下したり、大きな亀裂が入ったりしていないか | ある | ない |
| 6 | 骨組みが壊れたり変形したりしていないか       | ある | ない |
| 7 | 1～6以外に、危険性を強く感じる点がないか     | ある | ない |

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。  
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位に基づいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、  
②建物内部の確認へ進みます。

② 建物内部における確認

|    |                              |    |    |
|----|------------------------------|----|----|
| 8  | 床が大きくゆがんだり、割れたりしていないか        | ある | ない |
| 9  | 柱が折れたり、割れたりしていないか            | ある | ない |
| 10 | 内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしていないか | ある | ない |
| 11 | ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ないか         | ある | ない |
| 12 | 天井の落下がないか                    | ある | ない |

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。  
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位にもとづいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、避難所として活用可能です。

※これらのチェック項目はあくまで応急的な確認を行うためのもので、安全を保証するものではありません。  
※これらのチェック項目で使用可能となった場合も、災害対策本部に要請し、できるだけ早期に応急危険度判定士による判定を実施しましょう。  
※避難所開設時点で安全であっても、その後の余震等によって状況が変化するため、適宜再確認を行いましょう。

トイレの確保

発災直後、トイレの水洗使用は禁止！  
配管の確認ができるまでは様式便所の便座に便袋を設置し利用します

- ・地震によって内部の配管の破損が考えられます。
- ・状況が分からないまま使用すると、汚物があふれる可能性があります。
- ・汚物による感染症拡大等、深刻な健康被害を引き起こす可能性があります。

便袋は倉庫に備蓄しています。

- ① 小便器、和式便所に利用禁止の張り紙をします。
- ② 洋式便所の便座をあげて便器に大きめのビニール袋を設置します。
- ③ 便座を下ろし、便袋(ビニール袋と凝固剤)を配置します。
- ④ 便袋を捨てるゴミ袋を設置します。



⑤ 次の内容の張り紙を掲示します。

このトイレは水を流せません。  
○使用後は、漏れないように結んでゴミ袋に捨ててください。  
○ゴミ袋が一杯になった場合は、可燃ゴミとして、ゴミ集積所へ持って行ってください。

⑥ 水道が使えない場合は、手指消毒液を設置し感染症対策として必ず手指の消毒を行う旨の張り紙をします。

☆手洗い・消毒について  
◎トイレの使用後は、手洗いを行ってください  
◎消毒液による手指消毒も必ずお願いします  
◎水や消毒液が少なくなったときは連絡をお願いします



掲示イメージ

消毒液設置イメージ

⑦ トイレの利用方法を避難者に周知します。